

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	}	(イ) 第41条	}
		特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外	
		(a) 新築されたもの	
		(b) 建築後使用されたことのないもの	
		特定認定長期優良住宅	
		(c) 新築されたもの	
		(d) 建築後使用されたことのないもの	
認定低炭素住宅			
(e) 新築されたもの			
(f) 建築後使用されたことのないもの			
(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)			

の規定に基づき、下記の家屋 [平成 年 月 日 [(ハ) 新築] [(ニ) 取得]] がこの

規定に該当するものである旨証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合)	
備考	

平成 年 月 日

高取町長 植村 家忠